

# 告 示

## 埼玉県告示第七百二十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野元裕

### 一 許可番号

第二〇一八一三一一号

### 二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富下饒千三十一一二

### 三 雨水流出し抑制施設の容量

容量 三十四・九三立方メートル